＜最近多発している特殊詐欺の手口＞

手　　口	内　　容
保険料返還名目の還付金詐欺	被害者宅に、市役所や町役場を名乗る者から「保険料の還付金が３万円あります。手続きに口座が必要になります。本日中でなければ手続きできません。」などと電話があり、続いて金融機関の職員を名乗る者と携帯電話でやりとりしてスーパー、コンビニ等のATMを操作するよう指示されて、被害者が気づかないうちに犯人側の口座に現金を振り込ませるもの。
インターネットサイト未納料名目の架空料金請求詐欺	被害者に、インターネットサイト業者等を名乗って「未納料金が発生している」という内容のメールを送信して、メールに記載された連絡先に電話すると「有料サイトの未納料金がある。支払わないと裁判になる。」などと言い、コンビニエンスストア等で電子マネーを購入させて番号を聞き出し、電子マネーの利用権をだまし取るもの。

＜特殊詐欺の分類＞

名　称	内　　容
オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取るもの
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取るもの。
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取るもの。
還付金詐欺	自治体や金融機関を名乗って、保険料や税金の還付等に必要な手続きを装い、被害者にＡＴＭを操作させ、口座間送金により金銭をだまし取るもの。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取るもの。
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取るもの。
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信する等し、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取るもの。
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送付するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取るもの。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの。